



計量証明書

W-082558-001

令和 8 年 10 月 5 日

蒲野建設株式会社 様

株 式 有 限 公 司 大 東 環 境 科 学
本 社

〒 020-0836 盛岡市津志田西一丁目2-23

総合技術センター

〒 028-3621 紫波郡矢巾町大字広宮沢1-265

TEL 019-698-2671 FAX 019-697-1660

計量証明事業登録番号 岩手県第51号(濃度)

環境計量士

徳 田 武



試料採取年月日	令和 8 年 9 月 17 日	10 時 08 分
天候・気温・水温	前日 曇	当日 曇 気温 18.2℃ 水温 18.6℃
試料採取場所又は 試料の名称	蒲野建設株式会社 産業廃棄物処分場（久慈市山形町日野沢4-78-34他） 浸出水採取口	
試料の種類	浸出水	
試料の外観・臭気等		
試料採取者	当社 栗林 明	
試料受付年月日	令和 8 年 9 月 17 日	

貴依頼による濃度に係る計量証明の結果を次の通り報告致します。

担当者 徳 田 武

計量の対象	計量証明の結果	基準値	計量の方法
アルキル水銀	不検出 (0.0005 mg/L)	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表3
総水銀	0.0005 mg/L 未満	0.0005以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2
カドミウム	0.0003 mg/L 未満	0.003以下	JIS K 0102-3 14.5
鉛	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0102-3 13.5
六価クロム	0.005 mg/L 未満	0.02以下	JIS K 0102-3 24.3.6
砒素	0.003 mg/L	0.01以下	JIS K 0102-3 20.5
全シアン	不検出 (0.1 mg/L)	検出されないこと	JIS K 0102-2 9.3.2及び9.6 (JIS K 0170-9 6.3.7)
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	不検出 (0.0005 mg/L)	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2

(株)大東環境科学

計 量 の 対 象	計 量 証 明 の 結 果	基 準 値	計 量 の 方 法
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	0.002 mg/L 未満	0.02以下	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L 未満	0.004以下	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.1以下	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L 未満	0.04以下	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	1以下	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0005 mg/L 未満	0.006以下	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.0006 mg/L 未満	0.006以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5
シマジン	0.0003 mg/L 未満	0.003以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
チオベンカルブ	0.002 mg/L 未満	0.02以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 mg/L 未満	0.01以下	JIS K 0102-3 26.4
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7第3
クロロエチレン	0.0002 mg/L 未満	0.002以下	平成9年環境庁告示第10号付表第2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4.0 mg/L	—	JIS K 0102-2 15.8及び14.4
ふっ素	0.16 mg/L	—	JIS K 0102-2 5.4 (JIS K 0170-6 6.3.3)
ほう素	6.03 mg/L	—	JIS K 0102-3 5.6
	以 下 余 白		

備考：基準値は、産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（昭和52年総・厚生省令第1号）による。
不検出とは、計量の結果が（ ）内に記載した定量限界値を下回ることをいう。



計量証明書

W-082558-003

令和 8 年 10 月 5 日

蒲野建設株式会社 様

株 式 大 東 環 境 科 学
本 社
〒 020-0836 盛岡市津志田西一丁目2-23
総合技術センター
〒 028-3621 紫波郡矢巾町大字広宮沢1-265
TEL 019-698-2671 FAX 019-697-1660
計量証明事業登録番号 岩手県第51号(濃度)

環境計量士 徳田 武



試料採取年月日	令和 8 年 9 月 17 日	9 時 51 分
天候・気温・水温	前日 曇	当日 曇 気温 18.0℃ 水温 15.5℃
試料採取場所又は 試料の名称	蒲野建設株式会社 産業廃棄物処分場（久慈市山形町日野沢4-78-34他） 井戸下流	
試料の種類	地下水	
試料の外観・臭気等		
試料採取者	当社 栗林 明	
試料受付年月日	令和 8 年 9 月 17 日	

貴依頼による濃度に係る計量証明の結果を次の通り報告致します。

担当者 徳田 武

計量の対象	計量証明の結果		基準値	計量の方法
アルキル水銀	不検出 (0.0005 mg/L)		検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表3
総水銀	0.0005 mg/L	未満	0.0005以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2
カドミウム	0.0003 mg/L	未満	0.003以下	JIS K 0102-3 14.5
鉛	0.001 mg/L	未満	0.01以下	JIS K 0102-3 13.5
六価クロム	0.005 mg/L	未満	0.02以下	JIS K 0102-3 24.3.6
砒素	0.001 mg/L	未満	0.01以下	JIS K 0102-3 20.5
全シアン	不検出 (0.1 mg/L)		検出されないこと	JIS K 0102-2 9.3.2及び9.6 (JIS K 0170-9 6.3.7)
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	不検出 (0.0005 mg/L)		検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	0.001 mg/L	未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2

(株)大東環境科学

計 量 の 対 象	計 量 証 明 の 結 果		基 準 値	計 量 の 方 法
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L	未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	0.002 mg/L	未満	0.02以下	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002 mg/L	未満	0.002以下	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L	未満	0.004以下	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L	未満	0.1以下	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L	未満	0.04以下	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L	未満	1以下	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0005 mg/L	未満	0.006以下	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L	未満	0.002以下	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.0006 mg/L	未満	0.006以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5
シマジン	0.0003 mg/L	未満	0.003以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
チオベンカルブ	0.002 mg/L	未満	0.02以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
ベンゼン	0.001 mg/L	未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 mg/L	未満	0.01以下	JIS K 0102-3 26.4
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L	未満	0.05以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7第3
クロロエチレン	0.0002 mg/L	未満	0.002以下	平成9年環境庁告示第10号付表第2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.2 mg/L	未満	—	JIS K 0102-2 15.8及び14.4
ふっ素	0.08 mg/L	未満	—	JIS K 0102-2 5.4 (JIS K 0170-6 6.3.3)
ほう素	0.05 mg/L		—	JIS K 0102-3 5.6
	以 下 余 白			

備考：基準値は、産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（昭和52年総・厚生省令第1号）による。
不検出とは、計量の結果が（ ）内に記載した定量限界値を下回することをいう。



計量証明書

W-082558-002

令和 8 年 10 月 5 日

蒲野建設株式会社 様

株 本 大東環境科学
科学 大東環境科学
印 境 社 社

〒 020-0836 盛岡市津志田西一丁目2-23

総合技術センター

〒 028-3621 紫波郡矢巾町大字広宮沢1-265

TEL 019-698-2671 FAX 019-697-1660

計量証明事業登録番号 岩手県第51号(濃度)

環境計量士 徳田 武



試料採取年月日	令和 8 年 9 月 17 日	9 時 33 分
天候・気温・水温	前日 曇	当日 曇 気温 18.1℃ 水温 11.1℃
試料採取場所又は 試料の名称	蒲野建設株式会社 産業廃棄物処分場（久慈市山形町日野沢4-78-34他） 井戸上流	
試料の種類	地下水	
試料の外観・臭気等		
試料採取者	当社 栗林 明	
試料受付年月日	令和 8 年 9 月 17 日	

貴依頼による濃度に係る計量証明の結果を次の通り報告致します。

担当者 徳田 武

計量の対象	計量証明の結果		基準値	計量の方法
アルキル水銀	不検出 (0.0005 mg/L)		検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表3
総水銀	0.0005 mg/L	未満	0.0005以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2
カドミウム	0.0003 mg/L	未満	0.003以下	JIS K 0102-3 14.5
鉛	0.001 mg/L	未満	0.01以下	JIS K 0102-3 13.5
六価クロム	0.005 mg/L	未満	0.02以下	JIS K 0102-3 24.3.6
砒素	0.001 mg/L	未満	0.01以下	JIS K 0102-3 20.5
全シアン	不検出 (0.1 mg/L)		検出されないこと	JIS K 0102-2 9.3.2及び9.6 (JIS K 0170-9 6.3.7)
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	不検出 (0.0005 mg/L)		検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表4
トリクロロエチレン	0.001 mg/L	未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2

(株)大東環境科学

計 量 の 対 象	計 量 証 明 の 結 果		基 準 値	計 量 の 方 法
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L	未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	0.002 mg/L	未満	0.02以下	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002 mg/L	未満	0.002以下	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L	未満	0.004以下	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L	未満	0.1以下	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L	未満	0.04以下	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L	未満	1以下	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0005 mg/L	未満	0.006以下	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L	未満	0.002以下	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.0006 mg/L	未満	0.006以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5
シマジン	0.0003 mg/L	未満	0.003以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
チオベンカルブ	0.002 mg/L	未満	0.02以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
ベンゼン	0.001 mg/L	未満	0.01以下	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 mg/L	未満	0.01以下	JIS K 0102-3 26.4
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L	未満	0.05以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7第3
クロロエチレン	0.0002 mg/L	未満	0.002以下	平成9年環境庁告示第10号付表第2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.2 mg/L	未満	—	JIS K 0102-2 15.8及び14.4
ふっ素	0.08 mg/L	未満	—	JIS K 0102-2 5.4 (JIS K 0170-6 6.3.3)
ほう素	0.05 mg/L		—	JIS K 0102-3 5.6
	以 下 余 白			

備考：基準値は、産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準（昭和52年総・厚生省令第1号）による。
不検出とは、計量の結果が（ ）内に記載した定量限界値を下回ることをいう。